

令和4年第9回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年9月26日 午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	欠員	—					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第9回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 齊藤 貴作 委員 小島 保

11. 議決事項及び議事の要領

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、小沼の大道路です。地目は田で、地積は991㎡です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は草が繁茂している状態でありました。しかし、今回の申請により、譲受人が耕作していくことが見込まれますので、現状については、やむを得ないものと考えます。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番案件の所在地は、島田の勝呂町です。地目は田で、地積は731㎡です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 高橋委員 2番 勝呂地区 浅海委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件の申請地は、草が繁茂している状況です。また、譲渡人は、住所を転々としていて耕作できる状態ではありません。ご審議をよろしくお願いします。

委 員 2番案件の譲受人は、兼業農家で米や野菜づくりに従事しています。また、田や畑をきれいに管理しています。譲渡人は、高齢になり、経営規模を縮小したいと考えています。小委員会では、申請地を譲受人が取得しても問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ご質疑等はございますか。

委 員 1番案件について、もう少し補足説明をお願いします。

議 長 暫時休憩します。

(休憩 午後2時17分～午後2時32分)

議長 再開します。それでは採決を行います。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、1番案件は保留とし、来月の農業委員会で再度審議することとし、2番案件は許可と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第36号のうち、1番案件は保留とし、2番案件については許可と決定します。

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の新田、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で453㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件と次の3番案件は、先月の農業委員会で計画変更申請を審議していただいた案件です。先日、埼玉県から計画変更が承認されたので、今回5条の申請に至ったものです。

2番案件の所在地は中小坂の前窪、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で301㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は草が若干伸びていますが、農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は中小坂の前窪、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で365㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は草が若干伸びていますが、農地として適正に管理さ

れていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は横沼の南方です。地目は畑で地積は549㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、通路部分については、若干砂利が敷かれています。転用にあたり撤去されることからやむを得ないものと考えます。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号の集落接続のある農地となっていることから転用許可の対象となると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は小沼の西谷です。地目は畑で地積は101㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場の敷地拡張で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外の既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当していると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、砂利敷きによる自然浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は塚越の蔵ヶ谷戸です。地目は畑で地積は320㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は塚越の宿西です。地目は畑で地積は411㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は301㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番から3番 三芳野地区 中里委員 4番 三芳野地区 栗原一雄委員
5番 三芳野地区 高橋委員 6番及び7番 勝呂地区 小島委員
8番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、以前兄弟二人で耕作していましたが、弟が亡くなり、譲渡人本人も施設入所し、耕作できない状況となり、この農地を手放すこととなりました。

2番案件及び3番案件は、先月の農業委員会で計画変更申請を審議した案件です。ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の申請地は、水はけのよくない土地で、周りにも農地がありますが、これらも農地としてあまり利用されていない状況です。ご審議をよろしくお願いします。

委員 5番案件については、譲受人の宅地に駐車場がないことから隣接する農地を譲り受けるものです。譲渡人については、申請地を相続しましたが、県外在住で農業をする意思はないということです。ご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件については、申請地の近隣にも家が建ち、転用しても周辺の農地に影響はない状況です。

7番案件の譲渡人は、所有する農地を少しずつ処分している状況です。申請地が転用されても周辺の農地に影響はなく、小委員会でも問題はないということで

すので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 8番案件の譲渡人は、夫を亡くし、また、高齢であることから数年前から作付けはほとんどせず、自宅の前の畑で野菜を少し作っているという状況で、農地は人に貸したり、管理をしたりしています。また、子についても就農の意欲はないということです。小委員会では、近隣の農地へも影響はないことから転用はやむをえないということでありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

委員 4番案件についてですが、第1種農地で集落接続があるということです。集落は3戸以上ということですが、集落接続は、どこが該当するのでしょうか。

事務局 申請地の東側に連なっている住宅が集落に該当します。

委員 前回の委員会で道路を挟んで集落接続があるということでしたが、今回の場合、完全に隣接していなくて、土地を挟んで隣接していますが、こういう場合でも3戸以上あればよいのでしょうか。

事務局 委員の言うとおり、若干離れている場合でも集落接続が認められる場合があります。ただし、法律等に距離について基準があるわけではなく、その都度、川越農林振興センターの担当者に集落接続の有無について、確認しています。

議長 ほかに、ご質疑等はございますか。
無いようですので、採決を行います。
議案第37号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第37号については許可相当と決定します。

議案第38号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第38号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 **【農用地利用権設定申出状況により説明】**
9月分の農用地利用権設定申出は、新規の一般分が2件、2筆、面積は合計で1,468㎡、農地中間管理事業分が1件、1筆、面積は836㎡で、一般分、農地中間管理事業分、合わせて3件、3筆、2,304㎡です。合意解約は、ありませんでした。
令和4年10月1日設定後の利用集積面積は、合計3,061,790.94㎡となります。

議長 ご質疑等はございますか。
無いようですので、採決を行います。
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり決定します。

議案第39号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長 議案第39号 農用地利用配分計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用配分計画（案）により説明】

農林公社が借り受けた農地を配分計画により借り受けるのは、坂戸市内の法人で、1筆、836㎡です。詳細については、資料のとおりです。これに対し坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いします。

議 長 ご質疑等はございますか。
ないようですので、採決を行います。
議案第39号 農用地利用配分計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第39号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第10号 専決処分の報告について

議 長 報告第10号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出2件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出3件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第9回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年9月26日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員